

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング (1)」

2. 日 時 : 令和5年1月18日 (水) 11時00分~12時10分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職、田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他26名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※ 令和5年1月11日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	あ、ひゅ
0:00:00	すみません。はい。
0:00:08	それではこれより1月18日のRFSの保安規定、
0:00:14	変更認可申請に係るヒアリングを始めさせていただきます。
0:00:19	進め方といたしましては提出いただいた申請書等拘束せ等補足資料ですね、そちらに対しましてこちらからのコメントを伝えるという形で進めさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。
0:00:36	訂正するか。
0:00:37	はい。よろしくお願いします。
0:00:41	すいませんまず初めに規制庁の尾崎です。
0:00:47	我々の方ですねRASからいただいた資料を確認して
0:00:56	ちょっと議わからない点、伺いたい点を取りあえず今回そのピックアップしたところだと。
0:01:04	ことで
0:01:07	ちょっと、
0:01:08	当初
0:01:11	まず我々の指摘コメントだけお伝えしようということを考えていたのですが、ちょっと先ほど当課の課長のですねハセガワとの話をして、
0:01:21	ちょっとスケジュール的にかなり厳しいっていう話があつてですね。
0:01:27	まずちょっと我々、私の方から、我々の疑問点をちょっとこれからお伝えしますので、事実関係っていうかどこに規定しているのかとかですねそういったところについては、
0:01:42	議論をこの場で口頭で結構ですのでお答えいただけたと思いますと。
0:01:51	ちょっと積み残したところはですねちょっと大変恐縮なんですけど今日夕方にもですね、70、10、16時ぐらいからですねちょっともう1回都築のヒアリングをさせていただいて、
0:02:05	我々の今日、コメントする内容について技術関係がどうなってるのかっていうのをですね、確認したいと思っております。すいませんちょっと急遽、
0:02:17	方針が変わりましてちょっとそういう段取りで
0:02:23	今日のヒアリングをさせていただきたいと思います。コメント内容としては審査会号当日に使用されるPowerPointに対するコメント等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	当12月先月末に申請された保安規定についての気づきを、コメントをしていきます。パワーポイントについては良いっていうかですね、
0:02:51	また指摘を踏まえて修正をしていただきたいと思います、本件については、
0:02:59	今申し上げたようにちょっと急遽の方針変換で申し訳ないですが、
0:03:06	答えられるところを口頭で答えていただいて、ちょっと積み残したところは、今日夕方にももう1回、16時からヒアリングをして、そこで回答をしていただきたいと思います、
0:03:20	ちょっとそんな段取りで進めたいですが、よろしいでしょうか。
0:03:45	いや、もう今見ると消しましたけども、はい。
0:03:49	よろしく。リスク丁寧貯蔵の宮崎です。そういう形でなるべく進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。
0:04:00	すいません。ではですねちょっとまずちょっと内容の少ないパワーポイントの方からコメントいたします。
0:04:09	パワーポイントについては、今、何か10ページ程度ぐらいの資料をいただいているかと思うんですが、
0:04:17	まず冒頭ですね、今回の変更の理由とか、変更の概要、
0:04:24	前回の令和2年の本がどうで今回どうい変更内容なのかっていうですねエッセンスをもう簡単にまとめていただきたいと思います、
0:04:35	1点目です。その上で、今
0:04:41	3ページから6ページ辺りに各所のポイントみたいな感じで等列記されているんですがこれをもうちょっと表敬とか等にさせていただいてですね。
0:04:52	許可特色の整理に対してそれが保安規定のどこで
0:04:57	担保されているのかがわかるような感じですね、もうちょっと前上、
0:05:01	という話ではなくてですね。
0:05:03	エッセンス的な冒頭に変更概要をまとめられたところとか、対応するような形でまとめていただければと思っております。
0:05:15	合わせて、あと、
0:05:19	形だけ77、27ページ以降、各条ごとに何か細かい表をつけていただいているんですが、ちょっとこれはもう細かすぎるので7ページ以降は、
0:05:30	審査会後に、
0:05:31	対してはちょっと細かいのでここまでは不要かなと思っております。これがパワーポイントの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	我々の体、
0:05:40	吉田秋月ですが、よろしいでしょうか何かご質問等ありますでしょうか。
0:05:50	はい。その意向に沿って資料の方は、リサイクル燃料貯蔵の宮崎ですその意向に沿ってちょっと資料の方を修正させていただきたいと思います。はい。ありがとうございます。
0:06:01	では、パワーポイントは以上で次保安規定の内容について気づきについて、コメントしていきたいと思います。
0:06:12	えっとですねちょっとコメントするだっって類型として二つに分けてまして一つ目が
0:06:23	法令等許可で定められた運用保安規定に規定していただいているんですが、その関係が保安規定上読めないもの。
0:06:33	ていうものと、あともう一つは下部規定にはその運用なりが書かれてるんだけど、保安規定との紐付けがよくわからないもの。
0:06:43	ていうのがあるので、そのパターン1とパターンに沿ってコメントをさせていただきます。あわせてちょっとその許可規則との関係で、
0:06:55	ちょっと記載が足りないところについても、漏れてないのかどうなのかっていう観点でお伺いさせていただきます。
0:07:03	ではちょっとパターン1の
0:07:07	法令と許可の関係で保安規定に規定がなくて誰がどう対応するのかわからないってということに関して、
0:07:15	コメントしていきます。一つ目は苦情なんですけど、苦情で、
0:07:22	令和2年に認可した、10条の中で使用済み燃料取扱主任者、
0:07:30	の職員というのがあるんですがその中で、施工人と使用前事業者検査等に係る保安活動の職務が電話人には規定されていましたが今回
0:07:41	申請時にはそこが削除されてましたと。
0:07:45	で、ここは、
0:07:48	何条に基づいて誰がこの職務を担当するのかっていうのは、どういう整理になっているんでしょうかというのがまず一つ目ですがいかがでしょうか。
0:08:01	RAS六つ本社技術安全部長室の篠田と申します。
0:08:07	今のご質問に対して
0:08:11	簡単にご回答しますと、
0:08:15	現在の建設段階の保安規定につきましては、主たる業務としてこの設工認、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	エイシ事件に対する、使用済み燃料取扱主任者の関与というものが、大きなウエートを占めるということで、徳田市でこのように、
0:08:35	書いてきたと認識しております、
0:08:41	いわゆる電力の原子力発電所とかにつきましては、原子力安全を
0:08:51	見るですね。
0:08:52	最高のガバナンスの会議体である公安委員会というところに、使用済み燃料取扱主任者が必ず出席してそこで事業許可、設工認の内容についても確認し、
0:09:05	する、審議するという体系をとっております。ですので今回の事業監視段階の保安規定では、保安委員会の中で保安委員会に使用済み燃料取扱主任者が必ず出席すると。
0:09:20	その議題 2、事業許可設工認、
0:09:24	が上がってくると、そういうガバナンスの中で関与するという体系で記載させていただきます。
0:09:32	規制庁の城です。はい、ありがとうございます。ちなみに今ご説明されたのは篠田さんが言われた七条のその保安委員会に当たると思うんですが、そこでいうと、
0:09:43	今おっしゃられた、設工認と使用前事業者検査っていうのは
0:09:49	どこの、(1)とか(8)まであるんで、どこで読むっていう整理になるんでしょうか。
0:09:58	はい。7条の事業許可の方そのものは、(イ)、
0:10:06	(1)、7条の第
0:10:10	2項ですか。
0:10:12	の、(1)が、これが事業許可の変更する時の、
0:10:18	状況になりますし、具体的な細目はこの
0:10:24	スギヤマですね保安委員会のマニュアルがあるんですけど、この(4)のその他保安委員会で定めた審議事項というところで、設工認、
0:10:36	のことが定めて、中にあることですか。
0:10:48	はい。
0:10:50	すいません本部そのものにも書いてございました7条の3項の使用済み燃料、(7)ですね、使用済み燃料貯蔵施設の改造に関する事項というのが、これが設工認になります。
0:11:07	三井それから指示権につきましては現状マニュアルで次、使用済み燃料取扱主任者が確認するというのを定めておまして
0:11:23	それに基づく、確認行為になるという体系に今なっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:35	鳥山支配人ありがとうございます。すいません今言ったでしょ。
0:11:41	そこで聞けてない。
0:11:44	かなりもう、
0:11:45	使用前事業者資本事業所、
0:11:50	許可が 225。
0:11:53	一方、(1)。うん。
0:11:55	で、結構無
0:11:57	担保の(7)、改造、
0:12:01	両
0:12:04	事業者検査ちょっと聞き取れない。
0:12:09	あれその中は篠田です。すいません。使用前事業者検査については、ここには明示的には読み取れませんが、マニュアルの方で、
0:12:20	使用済みの主任者が確認するというプロセスを定めてございます。
0:12:31	へえくるを見て、
0:12:34	うん。
0:12:35	規制庁仲村です。
0:12:37	使用前事業者検査を受検する際には必ず設工認とかが多分セットになるので、
0:12:45	この3項の(7)の改造に関する事項の中で読み取れるっていう、
0:12:53	ように割れは0、理解したんですけどそういった理解でよろしいですか。
0:12:59	はい。ありがとうございます。ご指摘の通りでございます。
0:13:14	まず説明にもあるので、ここに関連させて多分歌舞伎がちゃんと整理されるっていうのは、
0:13:24	はい。わかりました。ありがとうございます。続いて
0:13:28	ちょっと次、
0:13:30	飛んで22条。
0:13:32	なんで20。
0:13:34	ていうのは、
0:13:36	使用済み燃料を収納したキャスクの取り扱いというところですが、ここに関して、この表に関して保安規定の方の審査基準の
0:13:48	この11号に一定してます。キャスクの移動の際に講ずべき検討または落下の防止措置に対応する。
0:13:56	ような運用なり対応、許可で整理されてた、搬送台車とか、衝撃吸収材の話だと思うんですが、この辺りでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	保安規定のどこに規定されてるのでしょうか。
0:14:21	はい、RFSむつの笹木でございます。
0:14:25	それらにつきましては今保安規定の第22条におきまして、
0:14:31	使用前事業者検査に合格した搬送台車ですとか天井クレーンを用いるということでございます。
0:14:39	一方で衝撃吸収材の敷設につきましては、設計上設計で安否されておりました実際現場にすりついてございます。
0:14:50	従来の記載ですと衝撃吸収材の記載もございましたので、こちらは追記することで考えてございます。以上でございます。
0:15:12	はい、規制庁野崎です今、ご説明いただいたのは22条1項に、搬送台車天井クレーンがあつてこれに、
0:15:24	衝撃吸収で追記なりすれば、
0:15:27	審査基準11号、2に対しては対応するのではなかろうかということだと思うのですが、
0:15:37	何か素直に読むとこの審査基準にあるような、その転倒または落下の防止措置をどう講じているかってのはよくわからないんですが、そこは、
0:15:48	ここの保安規定に定めた上で、下部規定で、
0:15:53	規定していくっていうそういう整理なんでしょうか。
0:15:58	はい。下部規定では例えばクレーンですとワイヤー等20ミリですとかそういったことで落下をすることは書いてございますので、下部規定で聞きたいと考えてございます。
0:16:21	ここに急いで追記する。
0:16:28	昇給初代はい。
0:16:30	だから、すいません規制庁野崎ですが今のご説明だと、ここの22条1項2章へ吸収材を追記するっていうことで、
0:16:40	考えているっていう認識で正しかったですでしょうか。
0:16:45	はい、そうでございます。
0:16:46	はい、ありがとうございます。
0:16:53	アカサカですけど一応とりあえずですねそれしか使わないっていう記載なので、
0:16:57	設備的にそれで担保できてるといふ保安規定にしている、そんなイメージです。
0:17:19	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:24	中の人たちは講じるっていう文言があればあとは下部規定に投げちゃえばいいと、何かあったそうだ。
0:17:34	すいません、規制庁のだけちょっと、今の回答で、我々も審査基準との関係を考えていったところでして、
0:17:44	今の22条1項に消費財を追記するっていう方向は承知しましたと。その上で、この3社っていうか
0:17:55	何だクレーン、搬送台車衝撃吸収材を用いて、
0:18:02	審査基準に当たるような転倒または落下の防止措置を、
0:18:07	講ずるよう、取り扱うとか、みたいなことにさせていただくと。
0:18:12	下部規定との繋がりが、審査基準との関係も繋がって良くなると思うんですが、いかがでしょうか。
0:18:23	はい。RFSむつの笹木でございます。全体見ると分かんないかもしれないけど、
0:18:30	ちょっと検討しますけど赤塚ですけど検討しますけど、ちょっと全体を見ながらですねもう1回考えさせてください。そうですね。はい。規制庁のカワムラで、多分直接的にここに衝撃吸収材を、
0:18:43	保安規定に書く必要とか、特段なくてですね、落下または転倒の防止措置が講じられてることが、何かわかるような記載があると、我々
0:18:55	それによしとするっていうのが判断しやすいかなと思うのでそういった方向で検討していただければと思います。
0:19:06	はい、わかりました。赤坂です。
0:19:20	はい。続いてですが、次、20条、
0:19:26	でしてここではですね
0:19:31	確かにその設工認の時の運用としていつでも搬出できるようにキャスクをですね容器承認を継続していることっていうことを、
0:19:41	本規定に定めるっていうのを書かれてたんですが、
0:19:44	ここに関して
0:19:48	本規定上どこで規定されているのか、っていうことに関してはいかがでしょうか。
0:20:03	聞いた。
0:20:05	木部。
0:20:09	24
0:20:14	戦前の運搬に関するそうでしょうか。
0:20:20	これは、
0:20:21	対キリンで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:30	10 個。
0:20:58	すみません、東京の方で、アーレスティの東京の方で、
0:21:03	回答できませんか。
0:21:07	あれ総合事務所やちょっと確認いたします。
0:21:15	等すみません冒頭、規制庁野崎ですか発言したんですができるだけこの今回の午前中の、
0:21:25	ヒアリングで、回答いただけるところを回答いただいてちょっと積み残したものは、ちょっとまた今日の午後、16時からでも、ちょっともう1回、第2ラウンドをやりたいので、その時にまた、
0:21:37	考えを整理いただいて、先ほどのその22の落下検討の地域との検討等も含めてですね。
0:21:46	また改めて対応を教えていただければと思います。ということで24条はちょっとペンディングということで、また、
0:21:54	夕方にでも教えてください。
0:21:57	続いて28条。
0:21:59	ここは外部電源喪失時の対応というところで、
0:22:04	ここに関してですね許可で整備されてた津波とかの、
0:22:11	場合に代替計測を実施するっていうことが、
0:22:15	整理されてたかと思うのですが、その対応なりその職務っていうのが、本規定のどこに規定されているのかというのをまず教えてくださいという話と、
0:22:27	あともう1点目は、ここ給電を行う、直接給電を行って書かれているのですが給電そのものよりもですね、
0:22:37	給電なりだいたい計測によって外電喪失時にも監視機能を維持しておくっていうことの方がその許可等の整理では重要なんじゃないかと思うんですがその2点について、いかがでしょうか。
0:24:04	はい。
0:24:35	規制庁の鍋島。
0:24:37	あ、すみません来これはどうでしょう。時間かかりそうならまた夕方にでも見ましたほうがよろしいですか。
0:24:46	アーレスティの松葉ちゃん篠田です。
0:24:49	現状の記載をですね、例えば津波、
0:24:53	ですと大体計測の話は実施基準の方に、
0:24:58	書いてございます。今回保安規定に自然現象関係とかさについて、添付として実施基準というものをつけてございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:11	ここはこれ発電炉側の体系に、シンチ的な体系になったものですが、そこに代替計測の話。
0:25:20	を記載しておりますが、
0:25:27	例えばですね。
0:25:31	ページですね、実数の認識。
0:25:36	いや、おっしゃるんだけど、実施基準、今ご覧いただけますでしょうか。はい。見ております。
0:25:46	4の津波、
0:25:50	もう心ですね。
0:25:53	4点。
0:25:55	4手順書の整備。
0:25:58	その(4)に代替設備の確保というところで代替設備により必要な監視機能を確保するという要求事項を、
0:26:10	定めています。これに基づいて下部マニュアルで具体的に設工認で議論させていただいたような、代替計測設備、
0:26:21	の事を定めています。
0:26:25	わかりました。規制庁野崎です。ありがとうございます我々も4.4-(4)までは認識してまして、あくまでもその保安規定上は、その代替設備をここで確保するっていうところまで、
0:26:39	してそれを使ってどう、外電喪失時に、
0:26:43	対応するのかっていうところまでは読めなかったので、先ほどの冒頭の冒頭というか、1点目の質問をいたしました。
0:26:54	ちなみについていうか令和2年に取り下げた条項だと。
0:27:03	何か違うGMが大体計測をやって、何かちゃんと設備が大丈夫かっていう確認するとかまで書かれてたのでその職務が、
0:27:12	今回保安規定上では、見つけられなかったのですが、
0:27:23	あれ松村篠田です。基本的に今回保安規定本文と、この実施基準それからマニュアルという
0:27:34	全体の体系の中で、それぞれに必要なことを定めていきたいと、現場で実際に運用するにあたってですねそういうことを考えてます。
0:27:44	ただ、今回の28条の外電喪失との絡みで、
0:27:49	どう記載する、寄りをした方がいいということがあるかもしれないので、少し検討させてください。はい。ありがとうございます。
0:28:04	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:05	今話した 28 条までがちょっと保安規定との関係に規定がなかったの で、お伺いした内容です。続いて、次からまた
0:28:17	お伺いするのがその下部規定にはある程度書かれてたんですが、下部規 定とその保安規定とのひもづけっていうのはよく
0:28:25	見えなくってですね明確に
0:28:28	ヒアリング資料いただいた中の資料を見ててですね。
0:28:32	そこでよくわからなくて結局その保安規定上の対応がよくわからないと いう整理になったものでそこに関しても、
0:28:41	ちょっとこれからの
0:28:46	コメントする内容に対して、何らか
0:28:49	回答を教えてくださいと思います。まず最初にちょっと戻って 11。
0:28:56	場内 12 条っていうその操作の、施設の監視なりキャスクを取り扱う者 の
0:29:04	確保っていうその人の確保というこれ貯蔵規則でいうとその 33 条 2 号 にその必要な人員が確保されないと操作してはいけないっていう規定が あってこれを
0:29:17	に対応するところだという、消してますんで、11 条ないし 12 条を見る とですね。
0:29:27	具体的な人数は書かれてなくって、
0:29:33	あらかじめ確認の基準を定める。
0:29:37	ていうところを、
0:29:38	が具体的に分かれてそこしか書かれない、なくって、
0:29:43	どういうふうに必要な人数は確保されているのかを
0:29:47	各 GM が判断されてるのかっていうのは、よくこのこの規程上ではよく 理解できてなかったんですが、そこは堂々考えればいいのか。
0:29:58	と。
0:29:59	あともう 1 点は令和 2 年取り下げ時には何か、
0:30:04	主体的な人数として何名とかっていう人数を書かれてたんですがそこを 削除された理由っていうのを教えてくださいという、以上 2 点です。
0:30:19	はい。アレスむつの笹木でございます。
0:30:22	今回操作につきましては、我々、RFS におきましては監視を行うもの と、金属キャスクを取り扱うという取り扱いを行うものと、
0:30:33	いうその二つに整理してございます。
0:30:36	監視につきましては今現在五名以上のもので、3 交代で監視するという 計画をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:45	一方でキャストの取り扱いにつきましては、搬送台車は五名。ただ、一方でクレーンは三名。
0:30:52	以上、必要だと考えておりました、こちらにつきましては下部マニュアルで明確にしようと考えてございます。
0:31:01	以前の記載に、に明示を確保するという記載がございましたけれども、それにつきましては、操作を行うにあたっては、1人での操作を行わないと。
0:31:13	いうことを前提に、2人以上確保するというところで書いたものでございます。ただ、一方で、実際にその受入操作になりますと、搬送台車は五名です。フレームは3名以上必要ですとか、
0:31:25	細かい話にもなってきますので、各間には出てきていきたいと考えているところでございます。以上でございます。
0:31:34	帳合です。わかりましたか生まないで、具体的な人数を定めるというご説明でしたが、その下部マニュアルと、保安規定とのその繋がりという観点でいうとその11条なり、12条、
0:31:49	ていうのワード、どういうふうにそれを、
0:31:52	下部マニュアルでその必要な人数を確保するっていうのを読めばいいんでしょうか何かあらかじめ確認の基準を定めるという。
0:32:01	ここが下部マニュアルに沿ってるということなんですか。
0:32:06	違って、十条のマニュアルの作成に操作に関する事項があるので、
0:32:11	そこに多分1の各
0:32:27	他の成果なんて、
0:32:43	を、
0:32:44	事業部長を、
0:32:52	そうでしょ。
0:32:55	と、リズム、三つの笹木でございます。
0:32:59	今マニュアルの作成につきましては、保安規定の第10条の第2項に、受入れる操作の言語に確認すべき事項及び、
0:33:10	操作に必要な事項に関するマニュアルを作成し、制定改定にあたっては、第7条3項に基づき、公安委員会の確認を得ると、明記してございます。以上でございます。
0:33:23	規制庁野崎です。
0:33:26	そこは理解してるんですが、そのマニュアルを作成することをもって、何かその11条なり、12条でその必要な人数が書いてます。
0:33:37	ていうのをどう判断すればいいんでしょうかということなんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:42	もっと何かシンプルデータその他施設の要綱とか見ると何かその別表に定める人数が足りてることをもって確認するとかっていう規定とかもあって、
0:33:55	そういうのがちょっと今回の11条なり、12条だと、よく、
0:33:59	どう理解していいのかわかりませんでしたってことなんですけど、
0:34:06	今ご説明あった14条2項ってというのはこれはその必要なマニュアルを作成し、やっていくってことだからその人数っていうよりもその必要なマニュアルを作成するって話で、
0:34:18	何か必要な人数が確保されているかとは直接繋がらないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:34:28	あれSRSSM図の笹木でございます。別表に記載するです、今の人数の話につきましては検討させていただきたいと考えております。以上でございます。
0:34:43	浅香ですけどちょっと確認なんですけど。はい。
0:34:46	その別表に書いてるといったのは多分11条の方だけだと思ってるんです。
0:34:55	我々はですね今回ですね、先、
0:34:59	さ次を言った通りですね、監視等取り扱いというのをですね分けました。
0:35:06	キャスクの取り扱いを取り扱いとしてですね、1stは違うという観点で、
0:35:12	受け入れたり監視だとか、そういう観点でですねその人数というか、作業できる要員を確保するということになると思っております。
0:35:21	それと、上の11条の監視するための要員は別枠だと思っております。
0:35:30	そこはよろしいでしょうかね。はい。規制庁だけでそこは理解してます。その上で分けることに異論はないんですが分けた上でもその関心に先ほど5名必要だとかキャスクで何名必要だとかっていう話をされてたので、
0:35:44	そこがちゃんとその規則との関係で、必要な人数足りてるのかどうなのかっていうのは、
0:35:50	この場で行う者の確保って書かれてるんならそこである程度保安規定で、
0:35:55	必要かどうかというのを判断できないと。
0:35:58	多分我々もその審査基準に基づいて判断できないかなと思っておりますのでその点をちょっとご検討いただきたいということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:07	分けていただくことになりません。
0:36:10	ありがとうございます。今の立て付けをですねあらかじめ
0:36:14	基準を定めるっていうところですね、掛けるのかなと思ってるのでそこら辺をですね、もう、
0:36:19	上に上げるかとか、そういう議論かと思imasるので、
0:36:24	考えたいと思います。はい。はい、ありがとうございます。
0:36:28	あと同じく、12条のところここはその規則の要求事項の操作訓練時の遵守事項とかですね監督体制。
0:36:41	ていうのが、定めろというふうになってるんですが、これは、
0:36:45	音程に見つからなかったんですがどこに行ってるんでしょうかということですがいかがでしょうか。
0:36:57	アーティストの木野笹木でございます。
0:37:00	今保安規定の12条では、保安保全GMまたは貯蔵GMは使用済み燃料を収納した金属キャスクの取り扱いに必要な知識を有すると。
0:37:12	認められた者に取り扱う、取り扱わせると。
0:37:15	ええね。
0:37:17	次ですけれども不安保全事業または貯蔵GMは弁当の確認を行う場合は、あらかじめ確認を、基準を定めると、書いてございます。
0:37:29	先ほどのご質問でございますけれども、監督体制ですとか遵守事項について、どこに規定されているのかということでございますが、
0:37:39	少し今の表現ですとわかりにくいんですけれども、具体的には、知識や経験を有した監督者の直接来、直接意識下で、
0:37:50	操作を行うのが体制にすること、あとゼンシュウ事項としては
0:37:56	監督者の直接指揮下で行うことですかそういったことを考えてございます。
0:38:04	今の記載レスト不明確の不明確ですので、明確化を伺いたいと思います。以上でございます。
0:38:12	はい。
0:38:13	わかりました。規制庁野崎ですが今の趣旨ですと、何らか訓練時の対応が読めるような何か追記を検討するっていう趣旨でしょうか。
0:38:25	11条、12条に関して、
0:38:28	はい。訓練時もそうでございますね。実際の操作もそうでございますし、訓練につきましても、
0:38:35	知識経験を有した監督者がその直接指揮され、操作を行うというようなことを計画してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:48	すいません平たく言うと何らか文言追記されるっていう理解でよろしいんでしょうか。12条、それと、そういうことです。
0:38:57	はい。続きを検討したいと思います。はい、ありがとうございます。
0:39:01	あと、あと続いて十四条マニュアルの作成ですが、ここ
0:39:07	下部マニュアルに、先ほどお話にも出てたその施設管理マニュアルとか貯蔵管理マニュアルっていうものが出てきて、他方でその審査基準ですとその6号の2で施設の管理に対する、
0:39:22	手順書の作成を求めてましてこの両者のマニュアルが、十四条との関係でどう、どうひもづいているのかっていうのが
0:39:32	(1) から4とか見てもよく、2ポツにも当たらないような気もしてですねど、どう読むのか、どうひもづけるのかよくわからなかったんですがそこはどういう整理になってるんでしょうか。
0:39:48	ハードルRFSむつの笹木でございます。
0:39:52	こちらの審査基準でございますが、貯蔵施設の操作及び管理に関わる規定の作成について要求がございます。
0:40:00	一方で発電設備ですけれども、発電設備は運転管理、
0:40:06	についても規定は作成が要求されてございます。
0:40:10	こちらは8年度に照らしましても、8年度の運転管理は、我々受像施設の操作、
0:40:18	管理を考えておりました、
0:40:21	それが今、保安規定の第10条に書いてございます。
0:40:26	ことございまして、(1) から(4) までございますけれども、巡視点検に関する事項ですとか異常人土地に関する事項、警報発生時の措置に関する事項。
0:40:37	5につきましては、
0:40:39	操作管理に関わる記載だと考えてございます。
0:40:43	先ほど施設管理マニュアルの話がございましたけれども、こちらの月商で施設管理マニュアルがございましてそちらで整理することを考えてございます。以上でございます。
0:41:02	規制庁の河村です。ここの点なんですけどちょっと我々の問題意識としましては許可や設工認の約束事項と、
0:41:13	下部規定の対応を整理していただいたと思うんですけども、大体が詳細な手順。
0:41:20	とかになって、下部規定定めますって言って、その下部キーを見ていくと結構この施設管理マニュアルとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	貯蔵管理マニュアルに記載されてることが、
0:41:32	多いかなというふうに我々見てます。その点で言ったときに、十四条の中のマニュアルには、これらが入って来きてないと。
0:41:44	四条の品せ I I マネジメントシステムを見ると、このマニュアルを作成することにはなってるんですけども、
0:41:52	その二つの違いを見てったときに、14 条側だと、保安委員会にかけますっていうのがあるんですけど、
0:42:01	こいつらは施設管理マニュアルで貯蔵管理マニュアルはそのこのテーブルに乗らないのかどうかっていうのをちょっと気にしてるんですけどもその点っていかがでしょうか。
0:42:17	A R M津野笹木でございます。
0:42:20	先ほどの 10 条に書いてある事項という、10 条に書いてある事項でございますけれども、これにつきまして、しては貯蔵管理マニュアルに記載してある事項でございます。
0:42:32	実はこれらに関わるマニュアルは貯蔵管理マニュアルの別冊に相当するものでございます。
0:42:39	確かに、
0:42:41	二次マニュアル自体である貯蔵管理マニュアル自体が直接余命に読みにくいということでございましたらそ、こちらも、
0:42:51	記載の修正を考えたいと思います。
0:42:54	ただ一方で施設管理マニュアルは先ほど話した通り、非常に施設管理がでございますので、
0:43:01	そちらの整理でいかがかと考えてございます。以上です。
0:43:06	アカサカですけど、第 7 条で保安委員会がありますけど、保安委員会のその運用に関わることでマニュアルが全部そこで低かったんですよ。
0:43:19	逆に言うとその十条は特出してるとですよ。
0:43:23	貯蔵側が、
0:43:30	施設管理マニュアルとどこに引っかかるかというと施設管理に関する事項ですので大体 (6) とか、
0:43:40	増刊に関する事項ですので (3) とか、
0:43:44	一般的なこちらから全部読めちゃうんですよ。
0:43:49	それに対して第 10 条が、
0:43:52	余計に書いてるってイメージだと思います。
0:43:55	それは発電炉側が特にここを気にしていて、
0:43:59	運転屋さんがしっかり見るんですけどっていうところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	ときてるから、それに倣ってこうなったっていうところだと思います。
0:44:07	以上です。
0:44:13	規制庁の河村です。ありがとうございます理解できます。そうするとこの二次マニュアルにある施設管理マニュアルや貯蔵管理マニュアルについても、一応改定する際は、公安委員会、
0:44:27	で確認をするっていう理解でよろしいでしょうか。
0:44:32	はい。
0:44:33	喜んでやらせていただいています。はい。ありがとうございます。ちょっと議事録残ってしまう。はいすいません。
0:44:41	続いて21条です。キャスクの受け入れ確認のところ、ここは保安規定審査基準の11号の1の、
0:44:53	音搬入時の対応っていうことで、
0:44:56	適合性確認とかですね、適合性確認とか不適合あった場合の措置とか、こういったものが定められていることっていうことが書かれているんですがこの辺りが、
0:45:08	今21条の使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。
0:45:14	の記載、規定だと、具体が読めなくなって、判断できないんですが、
0:45:21	ここ書照会っていうかこれに対応する獣医への審査基準の
0:45:29	11号の1に該当するような内容というのは法律のまずどこに書かれているのでしょうかということに関していかがでしょうか。
0:45:56	11、
0:46:01	僕、
0:46:04	あります。
0:46:06	すいません、東京からご意見ございますか。
0:46:14	I R S東京事務所の古谷です。
0:46:17	今21条のお話だと思います。もともと十四条。
0:46:22	に規定されたものがなくなってっていう、何でかということになると思ってます。
0:46:28	もともとの17条というのは、キャスクの収納条件とか、ちゃんと燃料を入れたよねというそういう確認でございます。
0:46:36	それというのは、私、設工認の審査の時にですね、これ、使用前、事業者系使用前、
0:46:44	確認、イシハラ事業者検査の確認事項として、設工認の方に記載し、基本設計方針検査とかですね。
0:46:54	そちらの検査でやる内容になってございます。従いまして、今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:01	申請する保安規定の中では、もちろんその使用前事業者検査合格していることと、
0:47:08	ということが記載事項になるので、もともと 17 条にあったいろんな記載というのは、削除したすることになります。以上です。
0:47:32	アカサカですけどちょっと補足しますと、
0:47:36	第 4 層ですかね。
0:47:39	初等管理。
0:47:41	の立て付けをですね我々は、
0:47:44	証明事業者検査合格した後に、施設検査も終わってですね合格した後に監視するステージ、
0:47:52	を都度管理としています。
0:47:58	なので、受け入れに対しての条件。
0:48:03	は、使用前事業者検査の枠の中でできるだろうと。
0:48:08	思っていますので第 4 章では、使用前検査に合格したもの。
0:48:12	であれば、
0:48:13	ちょうどできてると。
0:48:15	なんでその位。
0:48:17	要件についてはですね、施設。施設管理側だ。
0:48:21	で確認すると。
0:48:24	今言う市長事業者検査としてはですね。
0:48:27	そうたてつけて考えて、今保安規定ができてるかなと思っております。
0:48:32	以上です。
0:49:36	規制庁野崎です。設工認との整理ということで、そこに具体が書かれてあってそれを使用前事業者検査で履行を確認していくってということで理解しました。
0:49:49	他方で内容はそこで担保できると思うんですが、その審査基準との関係で本当に
0:49:58	何だ、その適合性確認をちゃんとやって、駄目だった場合もちゃんと対応してるとかっていうのが、何かその使用前事業者検査に合格したものであることを確認するだけだと。
0:50:11	ちょっとその審査基準との関係で、なかなかそこまで深く読み取れないので、
0:50:18	何らか
0:50:21	文言を、何かその審査基準に沿うような文言を検討いただけないでしょうか。例えば後の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:32	使用前事業者検査において、使用済み燃料がキャスクの収納条件を満足していることを確認するとかですね。
0:50:42	そんな感じ。
0:50:44	かなと。
0:50:46	その設工認で定めたとかっていうのを書いてもらってもいいのかもしれませんがちょっと何か、そこは若干文言がこれだと。
0:50:55	言葉足らずかなあという気がしますがいかがでしょうか。
0:51:00	アカサカでその審査技術の話は、考えますけど。
0:51:05	先ほど言った通りですね、外側ではですね、
0:51:09	置いてからの監視が主体になってしまいますので、今言われる内容だとですね、施設管理の方になっちゃうんですね、各場所としては。
0:51:22	いや、
0:51:27	規制庁野崎ですが我々の理解だと客がまずRSに届いてそれが本当に、
0:51:34	大丈夫かどうかっていうのをちゃんと確認したから大丈夫なものなら受け入れる、受け入れてから貯蔵まで持っていくっていう判断が最初の入口だと思うので、
0:51:45	施設管理ってよりはむしろこの21条で規定されてる受入確認っていうところの方が、
0:51:52	情報としては適切なんじゃないかと思いますが、
0:51:56	いかがでしょうか。
0:52:00	うん。そこは施設管理だと思いますけどね。
0:52:04	あんまりこだわって言わないってことになってもないんですけど。
0:52:12	商売事業者検査とかですね全部施設管理になってしまいますので、
0:52:17	はい。
0:52:18	瀬戸。
0:52:19	要は結局、
0:52:24	貯蔵以外のところは全部施設管理になっちゃうんですよ。
0:52:29	その一環が昭和事業者検査でのデータ確認になってしまうんですよ。
0:52:35	うん。
0:52:37	項目立場、向こうの事例ですか。うん。
0:52:43	あくまでも都合側、合格すれば通報できるんで、
0:52:47	それを、それ以降監視するっていうステータス。
0:52:51	を保安規定で定めて、
0:52:59	わかりました。ちょっとこちらでももう1回そこは検討していますが文言補うとしたら施設管理の方だっということ、認識をしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:10	はい。ただですね、施設管理側にかけるかっていうとね結構難しくてですね、今の施設管理ってとてつもなく、うん。
0:53:18	決まり金玉じゃないんですがまた変な発言をしてしまいましたすいませんです。なんか、諏訪側の気はします。私も、はい。
0:53:26	だから、おっしゃってる野崎さんが正解なんですけど、今の立て付けがそうなるんで、結構厳しいなっていうところなんです。
0:53:37	ありました。今の我々の考えた保安規定上の作り込みだと、そう立て付けがなってます。その前提で我々申請させていただいてます。
0:53:47	その中で、いや違うんだってなれば、その考え方から、かえってそこに書くということになるかもしれません。
0:53:56	した。はい。
0:54:00	わかりました。状況はわかりました。はい。藤。
0:54:07	もう間もなく12時になっちゃうんですが、
0:54:12	喜んで、
0:54:15	すいませんちょっとオーバーしちゃうかもしれませんが続いて23条です。
0:54:23	ここはキャスクの貯蔵のところなんですけど、
0:54:28	御規定のその審査基準の11号の3にですね、キャスク貯蔵区域に固定する際に講ずべき本措置っていうのが、
0:54:40	定められていることっていうのが規定されて、これに対応する運用が保安規定にどこに書かれているんですかという話と、
0:54:50	あともう1点は規則の共同規則の33条8号にですね、
0:54:56	同様の注意を掲示して、
0:55:00	置きなさいという規定があるんですがこれに対応する。
0:55:03	運用についてもまずどこに書かれているのですかということをお教えいただけますでしょうか。
0:55:16	来ちゃう。
0:55:20	金、
0:55:21	金、
0:55:23	20年、
0:55:34	1万円。
0:55:36	キャピタル。
0:55:39	違う。
0:55:56	あ、そうそう。
0:56:01	山内山路先生。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:04	違う。
0:57:11	RSむつの笹木でございます。確認しまして夕方回答させていただきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございます。
0:57:19	はい。あと次ですがその続きに、次の20条で、
0:57:26	24条は使用済み燃料中のキャスクの外への搬出確認のことが書かれてるんですが、
0:57:36	外から事業者が、電力会社はそのキャスクRSに持ち込む場合の事業所内の運搬と、
0:57:44	あとそれに伴う規則34条、括弧ですすね規定されてる、この要求事項への対応っていうのが、これ
0:57:52	RSの中から外へ出す搬出なので、その対応が読めなかったんですがこの規定です。そこは、
0:58:00	どこに定められているのでしょうか。
0:58:40	これも何か即答が難しければいう形でもよろしいでしょうか。
0:58:51	はい。アレフ分数の笹木でございます。夕方回答させていただきます。すいません。ありがとうございます。
0:58:59	あとちょっと追加ですすねちょっともう少しだけ規則との関係で、今、単純にRSの保安規定から抜け落ちて読めなかったところが、
0:59:11	幾つか三つほどあってすすねそれが施設として該当しないのか何なのかっていう理由ですすね何らか理由があれば教えて欲しいっていうので三つありますこれも後ろの方の条項で、
0:59:24	一つは63条の応急措置なんですけど応急措置の中ですすね。
0:59:30	規則の、その40条2号に規定する、使用済み燃料を他の場所に移す場所への立ち入り禁止等っていうのが応急措置の中に入ってないんですが、
0:59:42	これは何かそもそも貯蔵区域から移すことを想定してないというか該当しないからなのか何なのか議論があれば教えていただけない。
0:59:55	RFSむつ本庁の武石と申します。回答させていただきます。この応急措置、63条のところはすすね、原子力災害が発生したときに、話を書いております。
1:00:07	原子力災害が発生したとき、搬出に関してもしも言うのであれば、 (8)の原子力災害の発生または、
1:00:17	拡大の防止を図るための措置、ここの中で臨機の対応も含めて、読むしかならないと思っております。
1:00:25	一方ですすねこれ等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:27	そこでいうところです。ですね 44 条のという話で考えますと、
1:00:35	保安規定の 16 条、
1:00:39	をご覧くださいこれは、火災発生デバイスの整備のところでございますけれども、
1:00:45	こちらの、
1:00:48	第 4 項、
1:00:49	ここでですね使用済み燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、徹底連動書いてありますけれども必要に応じて使用済み燃料を収納した金属キャスクの搬入停止等の措置。
1:01:03	この頭の中で搬出も含めて読むというふうに考えてございます。
1:01:07	これは火災のところでの例示でございますけれども、その他の自然災害それから地震、
1:01:13	そういったところにつきましても、実施基準の中で、同様の記載をしております。
1:01:18	以上でございます。
1:01:32	規制庁の尾崎です。ありがとうございます。63 条の (8) ないしは 16 条の、
1:01:41	4 ポツ、読むっていうことで理解しました。
1:01:45	はい、ありがとうございます。続いてもう少しあるんですが、69 条のその記録のところに関してですね。
1:01:54	こういったものを記録するって幾つか列記されていて、規則の 27 条 5 号に規定する気象記録だけ。
1:02:04	記録のことなかったんですが、これは何か理由があるのでしょうか。
1:02:11	R F S むつの植野と申します。
1:02:15	企業記録に関しましては、リサイクル燃料備蓄センターは放射性気体廃棄物の放出がないため、気象記録は不要と考えております。
1:02:26	はい。ちょうど貯蔵規則の 27 条の 5 の気象記録でイロハとございますけれども、
1:02:36	その括弧書きの中で、保安規定に定めるところにより、記録しないこととなった場合を除くっていう、記載ございまして、
1:02:48	今回保安規定の中では、この気象記録を記載しないことによって、
1:02:54	1 丁記録不要という意思表示をさせていただいたということでございます。はい、以上できました。はい、ありがとうございます。
1:03:04	あとこれが最後ですが、70 条で報告でも同じように、規則の 43 条の 13 報告事象のうち、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:18	使用済み燃料の長瀬盗まれるとかです。ね調剤不明のときとかあと7号の、
1:03:25	8号の管理区域内外で漏えいした時、あと9号で臨界に達したまたは多数恐れがある時ってというのが、この報告の中ではできされてないんですが、ここは、
1:03:38	他の場で読むとか何か、
1:03:40	確定によるとか、そういった理由で抜かれているのか、理由があれば教えていただけますでしょうか。
1:03:47	リサイクル燃料貯蔵の宮崎です。1号の当初所在不明のところにつきましては、金属キャスクそのもの、ああいう形で貯蔵区域に置いてありますので、盗取所在不明になることはまずないってということと、
1:04:03	等、他の事業者さんのところのその報告のところを見たんですけれども、他の事業者さんもちよっとこの1号のところは、
1:04:12	記載しておりませんでしたのでそういうこともあってちよっと1号の方は抜いております。
1:04:18	次、
1:04:21	7号の7号8号ですかね、管理区域内外での漏えいなんですけども、うちの施設漏えいすることがありませんのでその部分は削除してます。
1:04:32	9号の臨界に対し、対しても、その設計で、いかなる場合でももう臨界になります。なりえませんので、臨界のところも記載を削除しております。
1:04:44	はい。
1:04:45	はい。ありがとうございます。だからこのRSは178はもう該当しないってことで整理してるっていう理解しました。ありがとうございます
1:04:56	今日、すいません急遽回答まで、いただきましたが我々がお伺いしたいっていうのはとりあえず伺ったので、
1:05:05	あと確認っていうことで、今日だから、夕方4時に回答いただくっていうのは、
1:05:12	認識が間違っていたら教えていただきたいんですけど、最初に私が質問した法令許可との関係で、本店に規定がないものっていうところと言うと、
1:05:23	22条、20条28条で、
1:05:28	下部規定との紐付けが不明確っていうものは、11、12条、
1:05:35	11ポツ12条のところと、
1:05:38	あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	これ何だっけ。
1:05:47	21 条ってこれは何か、この後、さらに検討されるのかな、ちょっとこちらでも考えていますけど、1112 条と 2324 条ということで、21 はもし何かこちらから、こうしたらっていうのあれば、ちょっと夕方の場で、
1:06:04	ご説明しようかと思いますがそのあたりが、16 時に持ち越しになったものっていうふうに理解してますがよろしいでしょうか、認識が違ったら教えてください。
1:06:22	リサイクル燃料の宮崎です。その通り
1:06:27	お願いいたします。はい。ありがとうございますじゃちょっとすみませんお昼に入って申し訳なかったんですが、午前中のヒアリングはこれで終わらせていただきまして、また、
1:06:37	4 時、4 時にですねまたこの中の 26 で先ほどちょっと検討していただくことになった話について、
1:06:47	ご説明を簡単に口頭でいただきたいと思いますので、ちょっと続けて恐縮ですがよろしく願いいたします。一応理事長の方ですけど。はい。
1:06:59	赤坂ですけど。はい。
1:07:02	どうぞ参加人数言わないといけなかったんじゃないかと思ってんですけど。
1:07:06	はい。企業が、後でメールで連絡いただければそれで、結構ですので、
1:07:14	はい。了解です。ありがとうございます。午前中どうもありがとうございます。本当は午後よろしく願いします。ございます。
1:07:21	よろしく願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。